

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の概要・立地

【立山町】

当町は、富山県の中央部から南東に細長く町域(面積：307.3㎢)が広がり、町北西部は日本一の急流と呼ばれる一級河川常願寺川により形成された扇状地である。南西は一級河川常願寺川を挟んで県都富山市、北東は上市町や舟橋村と東側は立山連峰で長野県大町市と接している。標高3,000メートルに達する立山連峰がそびえ、立山黒部アルペンルートが通り中部山岳国立公園となっている。主要地方道により富山市中心部からのアクセスも良いことから、沿線及び近隣では商業施設や企業社屋の建設が増加している。

気候は、日本海側気候で雨や雪が多く特別豪雪地帯に指定されており、2019年では年間平均気温が12.6度、年間降水量は2656.5mmとなっている。

【舟橋村】

当村は、富山県のほぼ中央に位置し、富山市、立山町、上市町に隣接している。東西・南北それぞれ約2kmと非常にコンパクトな村であり、面積も3.47㎢と日本一面積の小さい自治体でもある。立山町同様に一級河川常願寺川の東側に位置し、村内には二級河川である細川や京坪川、八幡川が流れるなどで豊富な水に恵まれ、地形は全域が平野や平地となっており、この地理的環境を活かして田園地帯が広がっている。

村内中央には富山地方鉄道が走り、主要幹線道路国道8号や北陸自動車道立山インターへのアクセスも良く、富山市中心部からは電車で13分、車で20分余りで近年ではベッドタウン化が進み、平成22年の国勢調査では年少人口割合が全国1位になっている。

(2) 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当会の管轄地域である立山町・舟橋村は、急流河川で形成された扇状地であり河川敷及び北から北西部の立山町利田地区・大森地区、舟橋村全域を中心に1階床上浸水(0.5m以上～3.0m未満)の浸水が予想される。また、立山町中心より東側のエリアでは、山岳から流れ込み高低差が大きい河川(栃津川・白岩川)流域においては、流れも早く増水時に堤防の倒壊による浸水(0m～0.5m未満)の恐れもある。

両河川敷近郊においても、鉄鋼業や製薬、製造業など工業団地など比較的中堅・大企業が存在する事や、近年では中心部よりも用地確保がしやすいことから各事業の事業所は郊外に点在してきている。

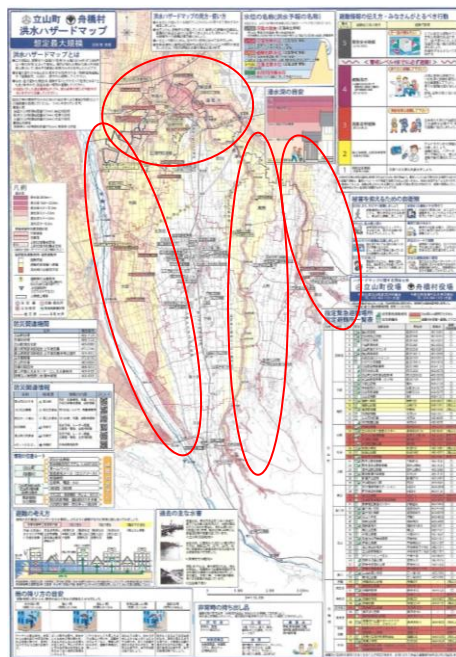


図1. 洪水ハザードマップ(立山町・舟橋村) 全域版

(土砂災害：土砂災害ハザードマップ)

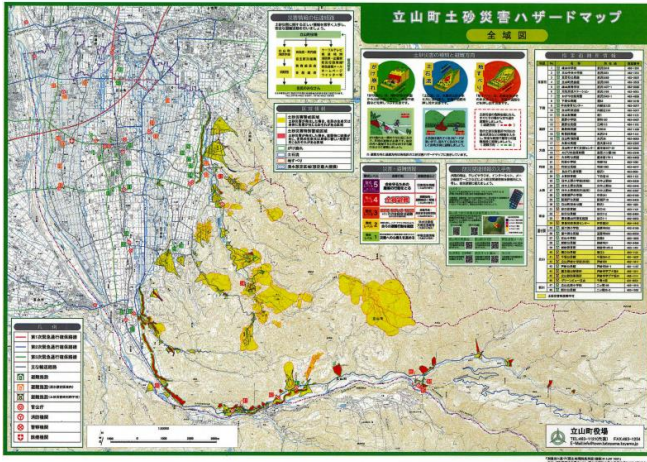


図2. 土砂災害ハザードマップ (立山町)

当会の管轄地域において立山町の土砂災害ハザードマップでは、大雨の影響により「がけ崩れ」・「土石流」・「地すべり」などの土砂災害が、どこで発生しやすいか色分け（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）し示している。

舟橋村では、土砂災害は想定されてなくハザードマップはない。

(噴火：火山防災マップ)

立山町では、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として弥陀ヶ原火山が追加され、平成 28 年 12 月以降、気象庁により 24 時間体制での常時観測・監視が実施されている。弥陀ヶ原火山は、年間 100 万人が訪れる観光地である立山黒部の中心的な観光スポットであり、住民・事業者のみならず観光客、登山者等を含む安全確保が重要である。

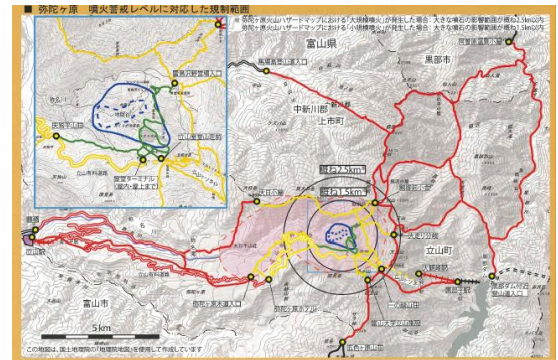


図3. 弥陀ヶ原火山防災マップ (立山町)

(地震：ハザードマップ)

当会の管轄地域におけるハザードマップによると、立山町及び舟橋村では「牛首起震断層」や「魚津起震断層」などの断層による地震や「直下型地震」などの大きな地震の発生が想定される。揺れやすさマップでは、近くで大規模地震が発生した場合、管轄地域では震度目安として階級は 6 強から 7 であり想定外の大規模地震に備え、避難施設と主な輸送経路の把握が必要である。

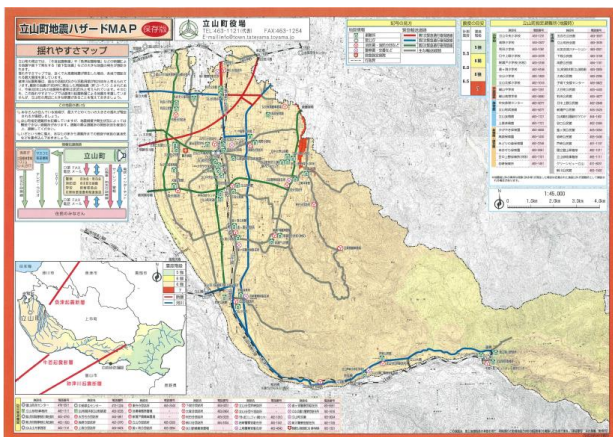
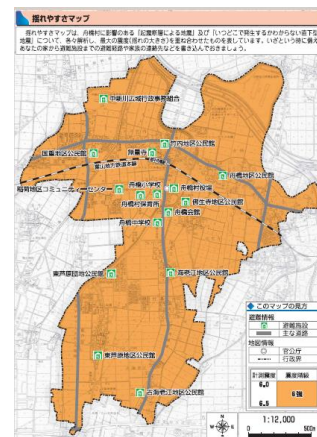


図4. 地震ハザードマップ (立山町)



揺れやすさマップ (舟橋村)

(雪害)

当会の管轄地域（富山県を含む日本海側）では、56 豪雪・59 豪雪や平成 30 年豪雪にみられるように世界でも有数の豪雪地帯に数えられる。

令和 3 年 1 月には、**24 時間降雪量が観測史上最多**を記録。最深積雪も 35 年ぶりに 100 センチを超え、当エリアでも主要交通網はすべて運休し北陸高速道路や幹線道路の通行止めなどによる交通麻痺で住民生活に甚大な影響を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生し世界的な大流行を繰り返す。今般の「新型コロナウイルス感染症」のように、国民の大部分が免疫を獲得していない中で全国的かつ急速なまん延により、当該地域においても大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(3) 商工業者の状況

商工業者の状況

業 種	令和4年1月現在	備考（主な業種の立地状況）
A 農林業		—
B 漁業		—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3	地区内に広く分散
D 建設業	338	地区内に広く分散
E 製造業	161	地区内に広く分散、河川周辺団地に有
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	—
G 情報通信業	2	—
H 運輸業、郵便業	29	地区内に広く分散
I 卸売業、小売業	198	商店街エリア及び地区内に広く分散
J 金融業、保険業	11	—
K 不動産業、物品賃貸業	22	地区内に広く分散
L 学術研究、専門・技術サービス業	30	地区内に広く分散
M 宿泊業、飲食サービス業	81	地区内に分散、山間部に多い
N 生活関連サービス業	81	地区内に広く分散
O 教育、学習支援	18	地区内に広く分散
P 医療、福祉	19	地区内に広く分散
Q 複合サービス業	2	—
R サービス業（他に分類されないもの）	65	地区内に広く分散
小規模事業所数	968	
総事業所数	1061	

(4) これまでの取組

1) 立山町の取組

①立山町地域防災計画の策定

近年多発する豪雨、豪雪、地震など異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他、災害を未然に防ぎ、災害の復旧を図るため災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、立山町防災会議において立山町地域防災計画を策定している。

②立山町総合防災訓練

立山町地域防災計画に基づいて、住民と防災関係機関が連携し災害発生時における住民避難行動の確認と災害に対する住民意識の向上と啓発を目的として、毎年10月頃に総合防災訓練を行っている。立山町では山間部も多いことから、土砂災害に対する危機管理能力を養うと共に、避難のタイミングや避難時の行動について家族や地域で確認する必要性の認識や意識を高めていただく事を目的に実施している。

③避難情報に関する判断伝達マニュアル

全国各地で局地的な豪雨が頻発しており、それに伴う水害や土砂災害等の発生が危惧されており、適切な避難情報とタイミングや避難のあり方が重要な課題になっている。本町においても、関係機関の指導を得る中、平成26年7月1日付けで「立山町避難勧告等の判断伝達マニュアル」を策定。令和3年5月10日付けで災害対策基本法の一部改正する法律が公布された事に伴い、本マニュアルも名称も含め見直し「立山町避難情報に関する判断伝達マニュアル」に改訂した。

④「たてやまスマート情報システム」(通称：スマート)の運用によるサービスの提供

スマートは無料登録制のプッシュ型情報配信システムのことであり、令和2年10月より、町公式LINE・メール・Twitter等のメディアを介し、災害情報だけでなく、行政情報やイベント情報も提供している。

⑤災害用備蓄物資

非常用食料品や生活用品(毛布・ダンボールベット・居住用テント等)、衛生用品(マスク・消毒液・生理用品・おむつ等)、防災資機材(発電機・LED投光器等)等を備蓄している。

また、近隣の大規模小売店やホームセンター等と災害時連携協定を締結しており、物資供給の連携協力体制を整備している。

2) 舟橋村の取組

①舟橋村地域防災計画の策定

昭和44年以降、大規模な災害は発生していないが想定外の災害に備え、村民の生命・身体及び財産を災害から守る事を目的に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、舟橋村防災会議において舟橋村地域防災計画を策定した。

舟橋村は大きな川に囲まれており、近年の異常気象を考えると氾濫の危険性が高く、令和3年1月の雪害を受けた事を踏まえ令和3年度内に修正を行う事となっている。

②舟橋村総合防災訓練

災害発生時における迅速かつ的確な防災活動の実施や、村民の防災意識の向上を図る為、県の総合防災訓練実施に合わせ、近年の大規模災害の訓練等を踏まえた実践的な総合防災訓練、避難所運営訓練を実施している。

③「e ネットふなはし」メール配信サービスの提供

無料登録制によるメール配信により、災害時に舟橋村が発令した避難勧告や指示（災害避難情報）、舟橋村内または舟橋村周辺で発生した不審者情報や地域安全に関する情報（防犯情報）等を提供している。

④防災備蓄品

備蓄品は、避難者 3,000 人の 5%を備蓄数量と考え、毛布・水・米・缶詰・粉ミルク・ポリタンク・担架・救急箱・水袋・土嚢・ライト・ハンドメガホン・マスクなどを備蓄している。

3) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業・小規模事業者の災害発生時の備え・必要性について、BCP計画の策定と運用に関する情報を広報媒体（会報誌等）でのPRや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。

②事業者BCP関連の策定支援

中小企業・小規模事業者に対し「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙、「事業継続力強化計画」（国認定）への取組推進と策定支援に取り組んでいる。

③事業者BCPセミナーの周知

富山県商工会連合会主催や関係機関で開催されるBCP関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

④商工会が扱う多種多様なリスクに備えた損害保険への加入促進

会員の災害による多種多様なリスクに対応する為、休業対応応援共済やビジネス総合保険制度、業務災害補償プランや情報漏洩賠償責任保険制度などへの加入促進を行っている。
また、事業者の火災や地震等への対策として、富山県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

⑤新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受ける又はその恐れがある事業所を対象として経営相談窓口を設置。融資や支援制度活用において相談やサポートを行った。

⑥防災時連絡網の徹底と防災備品の確保

防災時緊急連絡網や自衛消防組織体制と安全管理体制を敷き、立山舟橋商工会館では、緊急時の対応に医薬品・携帯ラジオ・携帯用拡声器・ロープ・メガホン・カラーコーン・スコップ等を備えている。

II 課題

防災・減災にかかる情報を密にする連携体制を構築する必要があり、災害発生時の被災情報や発災後の対応に関する情報はもちろん、事前対策として災害時の対応方法、連絡手段の事前共有など事業者の事業継続支援を促進する必要がある。

①緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制

緊急時において事業者への支援対策を実施するにあたり、手段・対応方法など連携・協力体制が具体化されていない。

②事業者BCP策定の周知・支援

事業者は、様々な経営課題がある中では、BCP策定に対する優先順位が低い上に非常時の備えまではなかなか手が回っていない。普及啓発・周知活動も十分ではなく、各機関・団体もそれぞれ取り組んでいることから、関係機関との連携による取組強化が必要である。

③事業者支援におけるスキル及びツール不足

発災時において商工会の支援機能が停止する事のないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有を図る事が必要である。

④感染症「新たな脅威」への対策不足

新型コロナウイルス感染症の対策が不十分であり、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えマスクや消毒液の備蓄、リスクファイナンス対策などの周知が必要である。

III 目標

当会と立山町・舟橋村が一体となり、それぞれの役割を確認・担当する事によって災害発生の際にも安定的かつ継続的な経営活動を継続できる中小企業・小規模事業者を多く輩出し、有事の際にも中小企業・小規模事業者が中核となって地域経済・地域インフラを安定維持できる強い地域づくりを目標とする。

①緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制

当会と行政機関が発災時における連絡体制を円滑にするため、被害情報報告ルートを構築する事や、自然災害発生時にも速やかに復興支援策が履行できるように、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

②事業者BCP策定の周知・支援

地区内中小企業・小規模事業者に対して、自然災害や感染症がもたらす経営リスクの認識を深めてもらい、実効性のあるBCP対策の必要性を周知徹底する。

③事業者支援におけるスキル及びツール不足

商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する為、VPN接続による商工会グループウェアや、クラウド型経営支援ツールを活用し作業データのクラウド化とナレッジ・マネジメントを強化する。

④感染症「新たな脅威」への対策

新型コロナウイルス感染症は、基本的に人と人との接触が大きなりリスクとなり小規模事業者の事

業活動や業務の停滞が生じる事となる。「海外感染拡大発生期」、「国内感染者発生期」、「全国感染拡大～蔓延期」、「社内感染者発生期」には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会と立山町・舟橋村との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

立山町・舟橋村の地域防災計画や県の「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に、速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスク周知

① 広報媒体や巡回・窓口相談等における注意喚起と啓発活動

会報やホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、事例紹介等や、巡回・窓口相談時にハザードマップを用いながら、自然災害等のリスク把握及び対策の重要性を喚起する。リスクファイナンス活用に向け損害保険会社と連携した巡回による啓発活動も行う。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

BCPの具体的策定手法や、事前対策として災害リスクにどう向き合い、何を考えて明文化しておくべきなのかについて等のセミナーを開催する。

③ 事業者BCP策定に関する支援

BCP策定支援に関わる職員向けに、リスクマネジメントの基礎や管内の災害リスク、策定等に関する研修(勉強会)を開催し、職員の支援スキルの向上を図る。

また、専門家派遣制度等を活用し策定経験を豊富に有する専門家や、地域の災害リスクに係る豊富な情報を有する連携損害保険会社から事業者BCP策定フォーマットや各種情報の提供を受けながら計画策定支援を進めることとする。

④ 感染症への対応

新型のウイルス感染症は、およそ10年から40年の周期で発生しており、感染状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し冷静に対応する事を周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策について事業者に周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、令和4年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画を作成予定である。

3) 関係団体等との連携

関係団体等(工業団地、商店街等の組合、政府系・民間金融機関、損害保険会社等)との共催にて普及啓発セミナーや、リスクファイナンス対策(各種保険の紹介)等に関する個別相談会など、普及啓発に繋がる事業を連携して行う。

4) フォローアップ

当会を中心に、立山町・舟橋村、政府系・民間金融機関などの関係機関により、「(必要に応じて)立山舟橋事業継続力強化支援連絡会議」を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

巡回指導等による、管轄内の中小企業・小規模事業者等のBCP策定状況の把握並びに策定にかかるフォローに努める。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害等を含めた当会館で火災が発生したと仮定し、避難訓練を定期的(年1回)に行う。なお、舟橋支所においては、村立図書館の避難訓練にあわせる。

また、訓練時には自然災害が発生したと仮定し、立山町・舟橋村との連絡ルートの確認等を行う。普段より連絡体制の確認をする。(訓練は必要に応じて行う)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による災害時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ報告する。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

発災後速やかに(2時間以内を目標とする)役職員の安否確認を行う。

安否確認の際には、様々な通信手段(携帯電話・メール・LINE等)を活用し、A:本人・家族の被災状況、B:大まかな被災状況(近隣の家屋被害や道路状況)、C:出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報収集を行う。職員の勤務時間内における安否報告は、口頭で事務局長に報告する事とし勤務時間外や事務所外の場合は、携帯電話・メール・LINE等を使い、事務局長が不在の場合は次長:経営指導員等へ報告する。

また、発災後3時間以内には、立山町・舟橋村と当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

② 感染症発生時の対処

国内感染者発生後には、役職員の体調確認を行うとともに、当会館(事務所)の消毒、職員の検温・体調管理・手洗い・うがい等の徹底を行う。

また、国・県・町・村から発出される情報を注視し、当会における必要な感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会の管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策として次の業務を想定している。

A: 緊急相談窓口の設置・相談業務

B: 被害状況の調査、経営課題の把握業務

C: 復興支援策を活用するための支援業務

当会では、早急に緊急事態対策本部(会長・副会長、管理職及び経営指導員を想定)を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

当会と立山町・舟橋村は、必要に応じ随時連絡を取り、被害状況を共有する。

○被害規模の目安（判断基準）

被害規模	被害状況の把握	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務 C：復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害状況の調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域について、大規模な被害が生じているものとする。

本計画において、当会と立山町・舟橋村とは以下の間隔で被害情報等を共有する。（情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする。）

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
1ヶ月以内	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

感染症発生時には、国・県・町・村から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、在宅によるテレワークなどの交代勤務を導入するなどの体制維持に向けた対策を行う。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

自然災害発生時に、地区内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。（避難ルートや避難場所の確保、行動計画表の作成）

- ・立山町、舟橋村と当会にて被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法について予め確認しておく。
- ・管轄地区内事業者の被害状況を確認する。実態調査に際しては、以下の被害実態調査票を利用する。

被害実態調査票

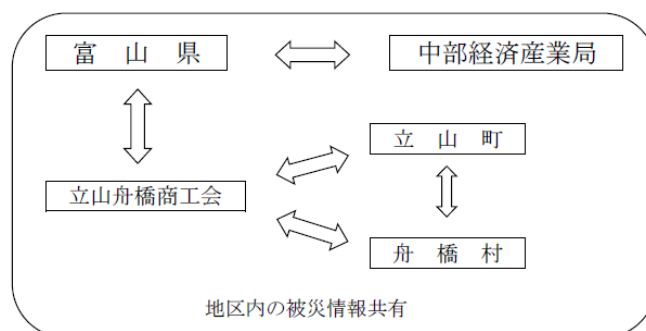
調査月日： 年 月 日

調査員名：

	事業所名	地区名	業種	従業員	被害品目	被害額	被害状況
例	〇〇商店	立山町	小売業	〇人	建物	〇〇万円	事業者からのヒアリング記載
1							
2							
3							
4							
5							

- ・立山町、舟橋村と当会にて共有した情報については、当会より県が指定する方法にて報告する。（感染症流行の場合は、国や県の方針に基づき対応する）

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法については、立山町・舟橋村と相談する。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所にて設置する。
- ・感染症の場合は、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。
- ・地区内の中小企業、小規模事業者の被害状況を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町・村等の施策)について周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した中小企業・小規模事業者に対して支援を行う。

被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が応じた場合には、速やかに県(地域産業支援課)へ報告する。

(別表2)

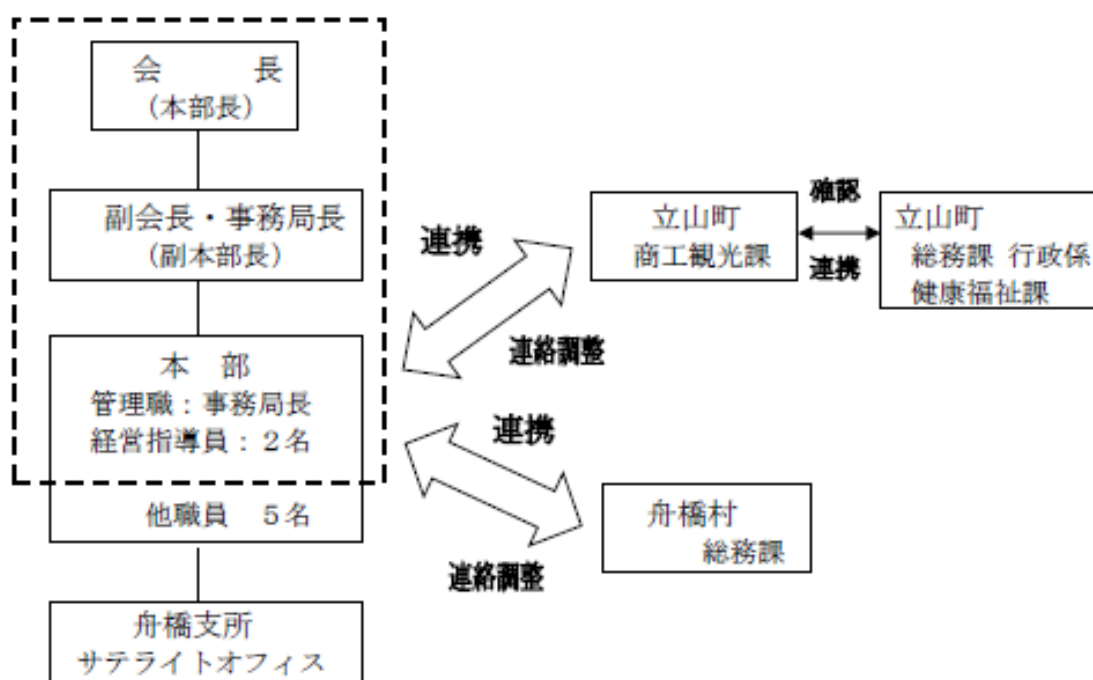
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年 2月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

【立山舟橋商工会 事務局】



※上記「組織体制」の囲み [] 内が緊急事態対策本部の想定メンバー

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【氏名】 宮脇 年範

【連絡先】 後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(年1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

立山舟橋商工会 本部

〒930-0291 富山県中新川郡立山町前沢 2469 番地

TEL:076-463-1221 / FAX:076-463-1244

E-mail:tatefuna@shokoren-toyama.or.jp

②関係市町村

立山町 商工観光課

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

TEL:076-462-9970 / FAX:076-463-6611

E-mail:syoukoukankou@town.tateyama.toyama.jp

舟橋村 総務課

〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55 番地

TEL:076-464-1121 / FAX:076-464-1066

E-mail:somu02@vill.funahashi.toyama.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部 地域産業支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

TEL : 076-444-3251 / FAX : 076-444-4402

E-mail:achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、情報収集の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

上記内容に変更が応じた場合には、速やかに県(地域産業支援課)へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	400	500	600	600
1. 専門家派遣 ・ 個社支援・専門家派遣	120	180	270	330	330
2. セミナー開催費 ・ 事業者BCP策定セミナー	60	90	90	120	120
3. パンフ、チラシ作成費 ・ ポスター・チラシ印刷	100	100	100	100	100
4. 防災、感染症対策費 ・ 医薬品、防災グッズ備蓄	20	30	40	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

